

令和2年6月10日

## 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

5月15日開会のむつ市議会第158回臨時会において行った行政報告以降、国が発出した緊急事態宣言の解除及びこれを受けた青森県の対応を踏まえ、市の取組について御報告させていただきます。

まず、5月21日、政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、「直近一週間の新規感染者数が10万人当たり0.5人程度以下」とする緊急事態措置の解除基準に照らし、大阪府等について緊急事態宣言を解除し、その後5月25日には、全ての都道府県において緊急事態宣言の解除をいたしました。

また、緊急事態宣言が解除された後においては、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしております。

一方、感染拡大を予防する観点からは、「新しい生活様式」の定着と業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの実践を前提とし、再度、感染の拡大が認められた場合においては、医療提供体制の維持を始め、速やかに強い感染拡大防止対策を講じることとされております。

これらを受け、5月27日、青森県は、この度改正された政府の基本的対処方針に基づき、特定警戒都道府県からの移動者に対する外出自粛要請等を緩和するほか、イベント開催制限に係る段階的緩和の目安を示しつつも、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の到来にも備えておく必要があるとの認識の下、引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に細心の注意を払い、緊張感を持って感染防止に取り組んでいくこととしております。

以上を踏まえ、「むつ市の基本的対処方針」を始め、5月15日以降における、「特別定額給付金の給付状況」並びにこの危機突破の柱となる「予防医療対策」、「経済対策」及び「学校保育対策」に係る「むつ市感染症危機突破プロジェクトチーム」の取組について、御報告いたします。

### <むつ市の基本的対処方針について>

まず、むつ市の基本的対処方針について御報告いたします。

市といたしましては、5月27日、青森県において新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針が変更されたことに伴い、これに準じた形の行動を市民の皆様をお願いすることといたしました。

具体的には、5月31日までは不要不急の県をまたぐ移動を避けていただくこと、及び6月18日までは北海道、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県との移動は慎重に判断していただくこと、並びにイベントについては、今般示された段階的緩和の目安に基づき開催すること等、種々のガイドラインに従った行動をお願いすることとしております。

### <特別定額給付金の給付状況について>

次に、「特別定額給付金」の給付状況について御報告いたします。

5月1日から申請受付を開始し、本日までに2万7,860世帯、5万4,941人分、金額にして54億9,410万円の給付を完了しており、人数による給付率は、97.6%となっております。

なお、まだ申請されていない件数が、723世帯、912人となっておりますので、これらの世帯につきましては、再度、申請の御案内を送付し、申請漏れのないよう努めてまいります。

### <予防医療対策>

対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

#### 【1. 市内小中学校における感染症対策の実施について】

はじめに、市内小中学校における感染症対策の実施について御報告いたします。

市内22の小中学校において、文部科学省で提示している「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を参考に作成したチェックリストをもとに、保健師が各項目について担当者から聞き取りするとともに現場確認を実施いたしました。これは、既に実施している感染予防対策の取組に係る疑問点等を把握し、学校活動再開に向けて必要な感染予防体制を整えることを目的に実施したものであります。

各小中学校には、児童生徒及び教職員が日頃から注意すべき6つのお願いを提示したポスターを配布し、校内に掲示していただくことで日常生活の中で感染予防対策についての意識付けを行い、自ら率先して感染予防に努めるようになるものと

考えております。

## 【2. 職員の勤務時間中のマスクの着用について】

次に、職員の勤務時間中のマスクの着用について御報告いたします。

新しい生活様式に沿った今後の対応として、6月1日から全職員を対象とし、窓口対応時、施設訪問・家庭訪問等の際、会議時、自席から離れる際には必ずマスクを着用することとしております。

なお、マスクにつきましては、職員が各自で準備することとしております。

## 【3. 職員の分散勤務の取扱いについて】

次に、職員の分散勤務の取扱いについて御報告いたします。

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、出勤率7割減を目標とした分散勤務を4月20日から全職員を対象に実施し、その後青森県を含む39県における緊急事態宣言の解除を受けて、5月17日から5月31日までの出勤率の目標を7割減から5割減へと引き下げ、取組を継続してまいりました。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、今後は新しい生活様式の実践が求められていることを踏まえ、出勤率の削減を全面解除とせず、新しい生活様式の実践例として挙げられている「3密の回避」と「人との距離を2m以上確保」を可能とするため、職員の座席の間隔を広げるとともに出勤率2割減を目標とすることで、ソーシャル・ディスタンスの確保を目指します。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況、国及び県の動向を注視しつつ判断してまいります。

## 【4. 職員の出張及び私用旅行の取扱いについて】

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについて御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の日本における感染者数の増加を受け、4月1日から職員の出張の原則禁止及び私用旅行の自粛要請を行ってまいりました。

5月14日に青森県を含む39県における緊急事態宣言が解除されたこと等を受け、5月15日から不要不急の移動を避けつつ必要な県内の出張を認めることとし、併せて県内の私用旅行についての自粛要請を解除しております。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、国及び県では、「5月中の不要不急の県をまたぐ移動を控えること、6月1日からは東京都等の1都3県

及び北海道との不要不急の移動は慎重に」との段階的緩和の目安が示されております。

市といたしましては、特にこの本庁舎はワンフロアのため、感染者が出た場合や感染者から感染させられた場合の影響が市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、6月1日から6月18日までの間、1都3県、北海道への出張は原則禁止とし、その他の地域につきましては、不要不急の出張を避け、かつ、出張する場合には総務部長の承認を得ることとしております。

また、職員の私用旅行につきましても、出張同様に6月1日から6月18日までの間、1都3県、北海道への私用旅行の自粛を継続し、その他の地域につきましては、不要不急の旅行を避け、かつ、旅行する場合には所属部長へ事前に報告することとしております。

#### 【5. 職員の検温の実施について】

次に、職員の検温の実施について御報告いたします。

日本での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、4月3日から毎朝の検温を実施しておりますが、職員の感染症対策と健康管理のため、新しい生活様式の実践例に示されている「毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養」の基本的な生活様式に基づき、今後も継続して取り組んでまいります。

#### 【6. むつ総合病院の新型感染症外来の状況について】

次に、むつ総合病院の新型感染症外来の状況について御報告いたします。

5月11日に運用を開始した新型感染症外来は、1日当たり最大で十数件の受診と想定しておりましたものの、全国的に感染症減少の傾向もあり、5月中の受診は合計で18件となっております。

新型感染症外来の診察体制については、小児、成人をそれぞれ午前、午後として分けていた診察時間を小児、成人ともに午後2時からのみとするなど一部変更しております。今後も感染の動向を注視し、必要に応じて診察体制を見直していくこととしております。

#### 【7. 公共施設の利用の一部再開について】

次に、公共施設の利用の一部再開について御報告いたします。

感染拡大防止の観点から、休止しておりました市内95の施設についてではありますが、これまで69の施設を段階的に再開してまいりましたが、6月1日からむつ来さまい館、老人福祉センター、ふれあい温泉川内など21施設の利用を再開し、本日から釜臥山展望台、6月12日からはむつ市下北自然の家の利用を再開することとしております。

施設の再開に当たりましては、既に再開している施設と同様、衛生指導に係るチェックリストを用いた感染防止対策の確認や注意喚起のポスターの掲示、定期的な消毒作業など施設ごとの感染予防対策を講じております。

なお、恐山休憩所と脇野沢野猿公苑は、新型コロナウイルスの感染状況を注視する必要性と個々の施設の状況に鑑み、引き続き当面休止といたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

## <経済対策>

対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

### 【1. むつ市緊急経済対策について】

5月15日開会のむつ市議会第158回臨時会において御議決を賜りました3つの事業について御報告いたします。

まず、前述の特別定額給付金は、生活支援臨時給付金として1世帯当たり30万円の現金を給付するとした制度の撤回を受け、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として一律に一人当たり10万円の現金を給付するため、新たに創設されたものでありますが、ここでは、むつ市が地域経済の活性化を念頭に置いて創設した独自の「事業者支援」の一つ、「むつ市新型コロナウイルス感染症対策緊急支援給付金」の給付について御報告いたします。

本給付金につきましては、臨時会閉会直後から申請の受付を開始し、本日までに834社からの申請を受付し、741社分、金額にして2億2,230万円の給付を完了しております。本給付金は、対象となる総数を約1,000社と想定しておりますので、引き続き事業の周知を図るとともに迅速な給付に努めてまいります。

次に、「全市民生活支援」の一つ、「マスク配布事業」について御報告いたします。

本事業は、市民の皆様一人に1枚、洗って使える布マスクを配布するもので、5月26日から配布を開始し、ほぼ全ての市民の皆様にお届けできたものと考えております。

次に、「子どもみらい支援」の一つ、「むつ市子どもみらい応援事業」について御報告いたします。

むつ市子どもみらい応援給付金は、国の子育て世帯への臨時特別給付金に1万円を上乗せして給付するもので、国の給付金と合わせて対象児童一人当たり2万円の給付額となります。

給付状況につきましては、5月18日に一般支給対象者に給付案内を送付し、6月8日に対象児童4,461人分の給付を完了しております。

以上がむつ市緊急経済対策についての御報告となりますが、引き続きこれらの事業をしっかりと完了させるとともに、本日この後御審議いただく補正予算案に計上した関連事業につきましても、迅速に取り組み、1日でも早くこの難局を市民の皆様、事業者の皆様と乗り越えてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

### <学校保育対策>

対策の柱の3点目、学校保育対策についてお伝えいたします。

#### 【1. 小中学校の再開状況について】

はじめに、小中学校の再開状況について御報告いたします。

市の保健師による巡回保健指導の結果、全ての小中学校において「新型コロナウイルス感染症対策におけるチェックリスト」の各項目について、実施あるいは準備が行われていることが確認されたことから、5月18日から給食の提供を含む学校活動を再開いたしました。

今後、休校等がなく、学校活動が順調に推移した場合には、1学期は学習の遅れを取り戻す期間、2学期は行事等も含め通常の教育活動に戻していく期間、3学期は今年度の総括と次年度に向けた方針を策定する期間とすることを基本として進めてまいりたいと考えております。

#### 【2. 学校以外の教育施設の再開状況について】

次に、学校以外の教育施設の再開状況について御報告いたします。

むつ市教育研修センターにつきましては、学校の再開と併せ、5月18日から利用を再開しております。

中央公民館、川内公民館、大畑公民館、脇野沢公民館につきましては、県内の利

用者に限り5月16日から利用を再開しておりますが、主催事業は8月以降の開催を予定しております。

図書館につきましては、分館も含めまして5月28日までは図書の貸出し・返却のみに限定しての利用としておりましたが、5月29日からは1時間程度の図書、雑誌、新聞の閲覧、6月1日からは集会施設の利用と、段階的に利用制限を緩和しております。

むつ市下北自然の家につきましては、宿泊を伴う利用は9月1日から利用開始となりますが、宿泊を伴わない事業につきましては、6月12日より段階的に再開することとしております。

いずれの施設においても、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した上で、利用を再開あるいは検討を行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

### 【3. 幼稚園・保育園・なかよし会等について】

次に、幼稚園・保育園・なかよし会等について御報告いたします。

幼稚園については、市の保健師による衛生面の確認と助言など、感染症対策を講じ、5月18日から全ての幼稚園で通常どおり再開しております。

また、なかよし会については、感染防止対策の観点から、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、やむを得ない事情がある場合には3年生から6年生までについても受け入れることとするなど、5月18日以降も引き続き規模を縮小し開設しております。

幼稚園・保育園の今後の対応につきましては、5月25日の緊急事態宣言解除後の県の方針を踏まえ、6月1日から6月18日までの間、特定警戒都道府県であった北海道、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県並びに感染拡大が懸念される地域への職員の外出の自粛等について、各幼稚園、保育園にお願いしているところであります。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。